

## 7. 「がん」と診断されたら・・・

Q1. がんと診断されました。診断一時金だけ先に受け取ることはできますか？

A1. はい、出来ます。ご都合の良いときに、必要なときにお手続きいたします。ご連絡ください。

Q2. 近々入院するのですが、退院してからじゃないと保険もらえませんか？

A2. 入院中でも、お手続きさえしていただければお受取いただけます。必要なときにおっしゃってください。

Q3. がんであることを患者本人に告知していませんし、知られたくありません。

どのように手続きしていただけますか？

A3. まず、ご連絡いただくときに「本人には病気を隠しています」とおっしゃってください。

封筒の宛名や、書類の郵送方法や、ご連絡方法などに配慮いたします。ご安心ください。

もし保険の受取人が患者さん本人である場合でも、本人にわからないようにいたします。

Q4. クロカワに知られたくない。本社に直接連絡してもいいですか？

A4. はい。もちろん本社に直接ご連絡していただいても良いですよ。一番都合のいい方法を選んでください。

アフラック 保険金部 0120-555-877 (月～金(祝日を除く) 9:00～17:00) に  
ご連絡くださって「代理店のクロカワに知られたくないから」とお伝えください。

本社のほうで対応いたします。ご安心ください。

Q5. 保険とは直接関係ないのですが、なにかいい資料などあったら教えてくれませんか？

A5. このようところで相談ができます。お役に立てたら幸いです。

国立がんセンターのサイトでダウンロードできる「患者必携」

[http://ganjoho.ncc.go.jp/public/qa\\_links/hikkei/hikkei01.html](http://ganjoho.ncc.go.jp/public/qa_links/hikkei/hikkei01.html)

「患者必携」は本のインターネット通販サイトでも買うことができます。

日本対がん協会の電話相談窓口

がん相談ホットライン 03-3562-7830 祝日を除く毎日10:00～18:00

医師による面接相談(予約ダイヤル) 03-3562-8015

月～金 10:00～17:00 (事前予約制)

医師による電話相談(予約ダイヤル) 同上

などがあります。

それと、黒川が個人で所有しているがんに関する本が、わずかですが事務所にあります。  
あらかじめご予約いただければ、人払いをしてお茶を用意しておきますね。

Q 6 . 入院や通院の費用がある程度高額になると、国からの補助があると聞きました。どのような制度で、いくらから補助がもらえるのでしょうか？

A 6 . 「高額療養費制度」といいます。同じ月に同じ病院で支払った金額が一定額を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。一定の額については、所得に応じて計算方法が違います。

医療費の自己負担限度額 (1ヶ月当たり 70歳未満) 2015年1月現在

所得区分	ひと月あたりの自己負担限度額
<b>年収約1,160万円超の方</b> 健保：標準報酬月額83万以上の方 国保：年間所得901万超の方	$252,600 + (\text{医療費} - 842,000\text{円}) \times 1\%$ [140,100円]
<b>年収約770万円～約1,160万円の方</b> 健保：標準報酬月額53万以上83万未満の方 国保：年間所得600万超901万以下の方	$167,400 + (\text{医療費} - 558,000\text{円}) \times 1\%$ [93,000円]
<b>年収約370万円～約770万円の方</b> 健保：標準報酬月額28万以上53万未満の方 国保：年間所得210万超600万以下の方	$80,100\text{円} + (\text{医療費} - 267,000\text{円}) \times 1\%$ [44,400円]
<b>年収約370万円までの方</b> 健保：標準報酬月額28万未満の方 国保：年間所得210万以下の方	57,600円 [44,400円]
<b>住民税非課税の方</b>	35,400円 [24,600円]

- [ ]内は、同一世帯で、直近12ヶ月間に高額療養費の支給回数が3カ月以上（多数該当）となった場合の4カ月目からの自己負担限度額です。
- 同一世帯で同一保険に加入していた場合、同一月に一定額を超える場合、超えた分が高額療養費として支給されます。

Q 7 . 医療費のことが何かと心配です。どこに相談するのがいいですか？

A 7 . 病院の中に、ソーシャルワーカーさんがおられる場合、その方に聞いてみることをおすすめします。また、年間に支払った医療費が10万円を超える場合、税制面で「医療費控除」というものがあります。こちらは所轄の税務署に問い合わせてみてください。

そのほかに・・・

一定の基準はあるものの、「障害年金」が受け取れる場合があります。

こちらはお近くの社会保険労務士さんにご相談されることをおすすめします。

(福井市なら、北出経営労務事務所 <http://kk-r-group.com/> がおすすめです。

電話0776-58-2470)